

# 令和6年度の検討事項について

# 当面の有識者会議の検討体制と進め方

## 1. 令和6年度における検討体制

- 「**学校安全を推進するための組織体制の在り方**」について議論を深掘りするため、設置要綱に基づき、ワーキンググループ（WG）を設置し、機動的に検討を進める。  
親会においては、定期的にWGから検討状況の報告を受け、各テーマの関係性を俯瞰し、学校安全の推進に係る諸政策の一体性を図った議論を進める。

学校安全の推進に関する有識者会議(親会)

学校安全を推進する組織体制の在り方検討WG

## 2. 検討の進め方

- 第3次計画期間（令和4年度～8年度）においては、以下の6点を本会議の検討テーマとする。
  - ・ 学校事故対応に関する指針の見直しについて【検討済み】
  - ・ 危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める方策について
  - ・ **学校安全を推進するための組織体制の在り方について**
  - ・ 学校における安全教育の取組のさらなる充実について
  - ・ 学校における安全点検の在り方について【検討済み】
  - ・ **学校事故予防に向けたデータの活用と施策の検証について**
- 「学校事故予防に向けたデータの活用と施策の検証」と「学校における安全教育の取組のさらなる充実」とについては、テーマの性質に鑑み、第3次計画期間中は継続的に議論を行うこととする。
- 「学校安全を推進するための組織体制の在り方」の検討の後、「危機管理マニュアル等の見直し・実効性を高める施策」について、それぞれ順次検討を進めることとする。
- WGを設置する場合には、それぞれ検討に当たってその範囲を明示し、各WGの検討状況を親会と共有することで各テーマの関係性を整理しながら、常に政策としての一体性を確保しつつ議論を進める。

# 学校安全を推進するための組織体制の在り方について

## ■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

### 1. 学校安全に関する組織的取組の推進

#### （4）学校における人的体制の整備

国は、学校設置者等と連携を図り、各学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けに関する実態を把握し、その結果を踏まえ、学校安全の中核を担う教職員が配置されるよう、制度上の位置付けを含め具体的に検討する。また、学校安全の中核を担う教職員を対象とした研修について、オンラインを取り入れた効果的な研修の充実を図る。

なお、こうした人的体制の整備に当たっては、学校における働き方改革の観点も踏まえ、一部の教職員に業務が偏ることのないように十分配慮する必要がある。

#### （5）学校安全に関する校長・教職員の研修及び訓練の充実

国は、教職員支援機構や各都道府県等と連携しながら、校長及び学校安全の中核を担う教職員に対する学校安全に関する研修の充実を図る。

#### （6）教員養成における学校安全の学習の充実

国は、大学等の教員養成機関に対し、学校安全に関する学修内容を充実するよう促す。上述の心理的な側面等の学修のほか、例えば、カリキュラム・マネジメントに関して学修する中で学校安全を題材として取り扱うことや、全ての教職を志す学生に応急救命措置の知識を付けさせるためAEDを用いた実習を含む一次救命措置（BLS）を教育の基礎的理解に関する科目以外の科目において外部講師を招いて実施することなどを含めた授業科目のプログラム等を作成し、大学等へ具体的に情報提供し、教育課程の内外を通じた学校安全の学修の充実を推進する。

# 学校安全を推進するための組織体制の在り方について

## ■第3次計画（Ⅱ推進方策）における主な関連記述

### 2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

#### （1）家庭、地域との連携・協働の推進

登下校の見守りをはじめとする児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校や教職員がその全てを担うことは困難である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることから、家庭や地域との連携・協働の推進が不可欠である。

また、「子供の安全」について、学校と児童生徒等・家庭・地域の関係者それぞれの役割を確認する場を設けることで、例えば、地域ごとに実施される防災訓練において児童生徒等の役割が設定され、児童生徒等が主体的に安全の確保に向けて取り組むことにつながるなど、学校と地域の連携・協働と学校安全の双方が推進されることも期待できるものである。

このため、学校は、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの防犯・交通安全・防災等の取組を行うことが必要である。

## 【参考】令和4年度会議における関連発言の概要

- 学校安全に係る知識や専門性は求められる基本的なレベルが上がってきており、教員養成や教員研修の在り方を見直す必要がある。例えばAEDを用いた救命方法などは消防や日本赤十字社などと連携して教員免許を目指す学生全員に救命実習を受けられる体制づくりも重要。
- 学校経営の中核に学校安全を位置づけ、校長自身が意識を持って研修に参加するとともに、学校安全を担う中核教員を育てて校長とともに進めていく体制づくりが必要。
- 学校安全に係る教員の専門性は大きな柱であり、全国の現職の教員研修における標準的な研修内容に位置付けていくべき。
- 学校安全の「中核を担う教職員」という表現以上に、例えば学校安全主任といった形で明確に位置付けるべきではないか（中教審安全部会の議論における意見）。
- 防災担当を学校組織に置く場合、1人ではなくチームで対応できるように、例えば既存の校務分掌を利用してそれをチームにするような組織体制が必要。